

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画の変更（三件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課）…一

告示（選）

○政治団体の届出……………二

○政治団体の届出事項の異動の届出……………三

○政治団体の解散の届出……………四

○資金管理団体の指定の届出……………六

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七

○資金管理団体がなくなった旨の届出……………八

規程（交）

○東京都交通局電子署名規程の一部を改正する規程……………九

○東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………二

規程（水）

○東京都水道局電子署名規程の一部を改正する規程……………三

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………四

規程（下水）

○東京都下水道局電子署名規程の一部を改正する規程……………五

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………五

告示

程……………一七
公告……………一七
○土地収用法による収用の裁決手続開始……………一八
……………（東京都収用委員会）…一八

●東京都告示第千二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和六年十二月十六日
東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

六本木・虎ノ追加する部分

港区虎ノ門四丁目及び赤坂一丁目各地内
変更する部分
港区六本木一丁目、六本木三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

●東京都告示第千二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和六年十二月十六日
東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

広町地区地区 変更する部分

品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所

●東京都告示第千二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和六年十二月十六日
東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画

下水道

多摩川右岸南 追加する部分
 多摩流域下水 多摩市連光寺五丁目、聖ヶ丘一丁目、聖ヶ丘二丁目、馬引沢一丁目、馬引沢二丁目、諏訪一丁目、永山一丁目及び貝取一丁目各国内
 削除する部分

二 関係図書縦覧 多摩市連光寺五丁目、聖ヶ丘二丁目、馬引沢一丁目、馬引沢二丁目、諏訪一丁目、永山一丁目及び乞田各国内
 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び多摩市役所

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二百七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六
 条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること
 とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ
 ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和六年十二月十六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
国民民主党東京都第24区総支部	浦川 祐輔	浦川 祐輔	八王子市散田町3-15-22	R6. 9. 2	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木のぶえ後援会	須藤 延恵	篠崎 玲治	北区東十条3-13-23	R6. 9. 12
天野かな後援会	天野 佳奈	天野 長紘	小金井市梶野町4-21-3	R6. 9. 18
行政書士による岡本三成励ます会	嶋原 則行	田崎 敏男	荒川区東日暮里5-45-10	R6. 9. 3
新時代!荒川区長とみらいをつくる会	竹内 明浩	花澤 昭信	荒川区西尾久7-60-10	R6. 9. 9
平将明を囲む公認会計士の会	藤好 優臣	小山 恭史	大田区大森北1-1-5	R6. 9. 6
立原しんいち後援会	立原 慎一	西辻 恵美	港区南麻布1-7-27	R6. 9. 4
平安党	桑島 博美	桑島 博美	杉並区阿佐谷北6-17-3	R6. 9. 10
村上ようすけと明日をつくる会	村上 洋介	村上 里華	小金井市貫井北町3-31-21	R6. 9. 10

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党東京第24支部	鈴木 成之	会計責任者の氏名	鈴木 成之	玉井 貴子	R6. 9. 27
自由民主党品川総支部	石原 宏高	会計責任者の氏名	小芝 新	芹澤 裕次郎	R6. 9. 6
自由民主党東京都品川区第三十四支部	小芝 新	会計責任者の氏名	小芝 由佳子	小俣 芳晴	R6. 9. 25
自由民主党東大和総支部	尾崎 孝市	主たる事務所の所在地	東大和市高木3-371-1	東大和市湖畔1-1004-16	R6. 9. 9
		代表者の氏名	尾崎 孝市	蜂須賀 千雅	R6. 9. 9
		会計責任者の氏名	内野 定夫	押本 修	R6. 9. 9

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
笑顔をつくる会	浅野 史津香	政治団体の名称	笑顔をつくる会	もっとうれしい！まちだらボ	R6. 9. 27
		主たる事務所の所在地	町田市玉川学園3-20-6	町田市南大谷740-3	R6. 7. 16
大川ひでひろ後援会	大川 英浩	政治団体の名称	大川ひでひろ後援会	原田ひろたろう後援会	R6. 9. 3
		代表者の氏名	大川 英浩	原田 浩太郎	R6. 9. 3
		会計責任者の氏名	大川 ますみ	原田 はるな	R6. 9. 3
くにおも	橋本 泰司	会計責任者の氏名	橋本 泰司	松栄 天竜	R6. 9. 1
こでら智夫後援会	小寺 智夫	主たる事務所の所在地	世田谷区船橋6-26-2	渋谷区上原1-36-14	R6. 1. 10
次世代のための社会改良研究所	大賀 靖郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R6. 9. 25
		公職の種類（第一号）	衆議院議員		R6. 9. 25
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	大賀 靖郎、衆議院議員		R6. 9. 25
鈴木みか後援会	鈴木 美香	主たる事務所の所在地	江東区大島1-2-1	千代田区四番町9-8	R6. 8. 3
全都黎明	松田 光秀	主たる事務所の所在地	北区赤羽2-4-14	渋谷区千駄ヶ谷4-5-1	R6. 4. 1
地域の力に！！無所属	笹本 尚	主たる事務所の所在地	江戸川区北小岩6-12-1	江戸川区北小岩6-16-1	R6. 4. 1
東京都医師政治連盟北区支部	碓井 亘	代表者の氏名	碓井 亘	増田 幹生	R6. 9. 13

●東京都選挙管理委員会告示第二百八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十二月十六日

東京都選挙管理委員会

			会計責任者の氏名	野牛 千鶴	後藤 英晃	R6.	9.	13
東京都医師政治連盟西多摩支部	進藤 幸雄		会計責任者の氏名	高橋 有美	鈴木 寿和	R6.	6.	18
東京都病院政治連盟	猪口 正孝		主たる事務所の所在地	千代田区神田駿河台2-5	北区西ヶ原2-3-6	R6.	9.	13
都議会自由民主党	小松 大祐		主たる事務所の所在地	世田谷区南鳥山6-38-10	港区白金台3-17-4	R6.	8.	1
			代表者の氏名	小松 大祐	菅野 弘一	R6.	8.	1
			会計責任者の氏名	平田 充孝	鈴木 純	R6.	8.	1
都民ファーストの会こまざき美紀後援会	駒崎 美紀		政治団体の名称	都民ファーストの会こまざき美紀後援会	こまざき美紀後援会	R6.	7.	7
西多摩医師政治連盟	進藤 幸雄		会計責任者の氏名	高橋 有美	鈴木 寿和	R6.	6.	18
はぐらかずと応援団	羽倉 和人		会計責任者の氏名	羽倉 和人	菅原 夏紀	R5.	12.	31
はぐらかずと事務所	羽倉 和人		会計責任者の氏名	羽倉 和人	菅原 夏紀	R5.	12.	31
誇りあるふるさと葛飾をつくる会	伊藤 隆一		主たる事務所の所在地	葛飾区青戸5-30-12	葛飾区堀切6-7-14	R6.	9.	4
			代表者の氏名	伊藤 隆一	谷茂岡 正子	R6.	9.	4
町田市政研究会	前澤 富子		代表者の氏名	前澤 富子	萩生田 富司喜	R6.	9.	15
未来会議	谷口 泰世		政治団体の名称	未来会議	としま未来会議	R6.	9.	12
未来の東京をつくる会	林 尚宏		代表者の氏名	林 尚宏	井筒 高雄	R6.	8.	23
			会計責任者の氏名	林 尚宏	井筒 高雄	R6.	8.	23

●東京都選挙管理委員会告示第二百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年十二月十六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都江戸川区第三十五支部	川口 俊夫	R6. 9. 3
自由民主党東京都品川区第二十二支部	渡邊 裕一	R6. 9. 20
自由民主党東京都品川区第二十九支部	湯澤 一貴	R6. 9. 11

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
串田金八後援会	串田 金八	R6. 9. 3
くにおも	橋本 泰司	R6. 9. 5
くにば雄大と未来を創る会	國場 雄大	R6. 9. 19
清水ひとえと未来を拓く会	清水 仁恵	R6. 8. 31
俊栄会	川口 俊夫	R6. 9. 3
女性区長をつくる会	東 万里子	R6. 9. 1
新・こだまかくお後援会	児玉 覚生	R6. 9. 2
政策広報研究センター	池田 健三郎	R6. 8. 31
政党の為でなく区民の皆様と創り上げる台東へ	遠藤 弘美	R6. 9. 26
地域ささえあい活動を推進する会	大間 努	R6. 4. 30
チームしちじあい子	七字 藍子	R5. 12. 31
南雲由子さんと“とも”に100の政策を考える会	後藤 天	R6. 9. 2
ふるさと江戸川区民の会	川口 俊夫	R6. 9. 3
ますこ将太郎後援会	益子 将太郎	R6. 8. 30
みんなのまち	後藤 亮	R6. 6. 8

ゆざわ一貴後援会	湯澤 一貴	R6. 9. 11
わっしょい板橋	後藤 天	R6. 9. 2

●東京都選挙管理委員会告示第二百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年十二月十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
天野 佳奈	市議会議員	天野かな後援会	小金井市梶野町4-21-3	R6. 9. 15
塗木 洋平	衆議院議員	ぬるき洋平後援会	杉並区上荻3-6-18	R6. 8. 26
村上 洋介	市議会議員	村上ようすけと明日をつくる会	小金井市貫井北町3-31-21	R6. 9. 9

●東京都選挙管理委員会告示第二百十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和六年十二月十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
浅野 史津香	笑顔をつくる会	政治団体の名称	笑顔をつくる会	もっとうれしい！まちだらボ	R6. 9. 27
		主たる事務所の所在地	町田市玉川学園3-20-6	町田市南大谷7-40-3	R6. 7. 16
大賀 靖郎	次世代のための社会改良研究所	公職の種類	衆議院議員	区議会議員	R6. 9. 25
小寺 智夫	こでら智夫後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区船橋6-26-2	渋谷区上原1-36-14	R6. 1. 10
駒崎 美紀	都民ファーストの会こまざき美紀後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会こまざき美紀後援会	こまざき美紀後援会	R6. 7. 7
笹本 尚	地域の力に！！無所属	主たる事務所の所在地	江戸川区北小岩6-12-1	江戸川区北小岩6-16-1	R6. 4. 1
鈴木 美香	鈴木みか後援会	主たる事務所の所在地	江東区大島1-2-1	千代田区四番町9-8	R6. 8. 3
細谷 祥子	都民ファーストの会細谷しょうこ後援会	公職の種類	市議会議員	都議会議員	R5. 4. 16

●東京都選挙管理委員会告示第二百十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。

令和六年十二月十六日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大間 努	地域ささえあい活動を推進する会	R6. 4. 30
川口 俊夫	俊栄会	R5. 5. 1
串田 金八	串田金八後援会	R5. 4. 30
國場 雄大	くにば雄大と未来を創る会	R5. 4. 30
七字 藍子	チームしちじあい子	R5. 12. 31
橋本 泰司	くにおも	R6. 9. 5
益子 将太郎	ますこ将太郎後援会	R6. 8. 30

規程(交)

●交通局規程第五十六号

東京都交通局電子署名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月十六日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局電子署名規程の一部を改正する規程

東京都交通局電子署名規程(令和六年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第十一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 立会人型電子署名 電子署名のうち、立会人型電子契約サービスを用いて行う電子署名をいう。

七 確認同意 立会人型電子契約サービスにより電子署名がされる電磁的記録が真正なものであると確認の上、立会人型電子契約サービス提供事業者が当該電磁的記録に電子署名を付与することに同意し、立会人型電子契約サービス提供事業者に電子署名の付与を指示することをいう。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

四 立会人型電子契約サービス 経営改革推進担当部長又は資産運用部長が別に定める立会人型電子契約サービス提供事業者(以下「立会人型電子契約サービス提供事業者」という。)が、局及び契約、協定その他これらに類するもの(以下「契約等」という。)の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、立会人型電子署名によることができる。

一 局と契約等の相手方との合意内容を記録した電磁的記録を作成したとき(次号に掲げるときを除く。)

二 東京都交通局契約事務規程(昭和三十九年交通局規程第十五号)第四十一条第四項に規定する総務省令で定める措置として契約内容を記録した電磁的記録を作成したとき。

第三条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第四条の見出し中「指名」を「設置等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる者のほか、経営改革推進担当部長は、必要があると認めるときは、経営改革推進担当部長が別に定める者のうちから管理者を指定することができる。

第十三条中「経営改革推進担当部長」の下に「(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、資産運用部長)」を加え、同条を第十六条とする。

第十二条中「経営改革推進担当部長」の下に「(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、資産運用部長)」を加え、同条を第十五条とする。

第十一条に次の一項を加える。

2 管理者は、立会人型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに経営改革推進担当部長(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、資産運用部長)に別記第六号様式による立会人型電子契約サービス事故報告書を提出しなければならない。

一 立会人型電子契約サービスに接続するためのアカウント情報及びパスワードが漏えいしたとき。

二 前号に掲げるもののほか、立会人型電子契約サービスが不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になったとき。

第十一条を第十四条とする。

第三章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 立会人型電子署名の取扱い

(確認同意者の設置等)

第十一条 確認同意を行う者として、部に確認同意者を置き、庶務主管課長(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、契約主管課長)をもつて充てる。

2 確認同意者は、自己の指揮監督する職員のうち、契約等締結事務を担当する者以外

の者から確認同意を補佐する者として、確認同意担当者を指名する。

(確認同意の方法)

第十二条 確認同意者又は確認同意担当者（以下「確認同意者等」という。）は、立会人型電子契約サービス上に送信された電磁的記録と決定済みの起案文書とを照合し、確認同意を行う。

2 確認同意者等は、前項の確認同意を行ったときは、確認同意者等の氏名及び日付を記録しなければならない。ただし、第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、決定済みの起案文書に確認同意をした日付を記載の上、署名し、又は押印しなければならない。

3 確認同意者等は、第一項の確認同意を行った後、立会人型電子署名が付与され、当該契約等が確定したことを速やかに確認するものとする。

(立会人型電子契約サービスのパスワードの管理)

第十三条 確認同意者は、立会人型電子契約サービスに接続するためのパスワードが当該立会人型電子契約サービスの確認同意者等以外の者に知られることのないようになければならない。

別記第五号様式中「第13条」を「第14条」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第6号様式 (第14条関係)

立会人型電子契約サービス事故報告書

文書記号・番号
年 月 日

殿

管理者名

(公印/省略)

次のとおり立会人型電子契約サービスに事故がありましたので届け出ます。

記

契約等の名称	
確認同意者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他	

(日本産業規格A列4番)

附 則

- 1 この規程は、令和七年一月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局電子署名規程別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●交通局規程第五十七号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月十六日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程(昭和三十九年交通局規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「契約書」の下に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。次項及び第三項並びに第四十三条を除き、以下同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 契約担当者等は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第五項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。

別記第三号様式中

	公印照合	押 印
--	------	-----

を

	公印照合	押 印	確認 同意者**	確認同意 年月日**
--	------	-----	-------------	---------------

に

記 事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の()に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

を

記 事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の()に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

に改める。

別記第三号様式の二中

	公印照合	押 印
--	------	-----

を

	公印照合	押 印	確認 同意者**	確認同意 年月日**
--	------	-----	-------------	---------------

に

記 事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の()に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

を

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の〇に相当する金額を加算したものである(円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)。
 ※ 契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

に改める。

公印照合	押印
------	----

を

公印照合	押印	確認同意者*	確認同意年月日*
			年月日

に、

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の〇に相当する金額を加算したものである(円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)。

を

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の〇に相当する金額を加算したものである(円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)。
 ※ 契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

に改める。

附則

- この規程は、令和七年一月一日から施行する。
- この規程による改正後の東京都交通局契約事務規程の第四十一条第一項及び第四項並びに別記第三号様式から第三号様式の三までの規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局契約事務規程別記第三号様式から第三号様式の三までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局電子署名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月十六日

東京都水道局長 西山 智 之

東京都水道局電子署名規程の一部を改正する規程

東京都水道局電子署名規程(令和六年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

- 第二条中第八号を第十一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。
 - 六 立会人型電子署名 電子署名のうち、立会人型電子契約サービスを用いて行う電子署名をいう。
 - 七 確認同意 立会人型電子契約サービスにより電子署名がされる電磁的記録が真正なものであると確認の上、立会人型電子契約サービス提供事業者が当該電磁的記録に電子署名を付与することに同意し、立会人型電子契約サービス提供事業者に電子署名の付与を指示することをいう。
- 第二条第三号の次に次の一号を加える。

四 立会人型電子契約サービス 水道局長が別に定める立会人型電子契約サービス提供事業者（以下「立会人型電子契約サービス提供事業者」という。）が、局及び契約、協定その他これらに類するもの（以下「契約等」という。）の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、立会人型電子署名によることのできる。

一 局と契約等の相手方との合意内容を記録した電磁的記録を作成したとき（次号に掲げるときを除く。）。

二 東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）第二百四十三条第四項に規定する総務省令で定める措置として契約内容を記録した電磁的記録を作成したとき。

第三条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第七条の見出し中「指名」を「設置」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる者のほか、企画調整担当部長は、必要があると認めるときは、企画調整担当部長が別に定める者のうちから管理者を指定することができる。

第十三条中「企画調整担当部長」の下に「（第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、経理部長）」を加え、同条を第十六条とする。

第十二条中「企画調整担当部長」の下に「（第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、経理部長）」を加え、同条を第十五条とする。

第十一条に次の一項を加える。

2 部長は、立会人型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに企画調整担当部長（第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、経理部長）に別記第六号様式による立会人型電子契約サービス事故報告書を提出しなければならない。

一 立会人型電子契約サービスに接続するためのアカウント情報及びパスワードが漏えいしたとき。

二 前号に掲げるもののほか、立会人型電子契約サービスが不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になったとき。

正に使用され得る状態になったとき。

第十一条を第十四条とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 立会人型電子署名の取扱い

（確認同意者の設置等）

第十一条 確認同意を行う者として、部に確認同意者を置き、庶務主管課長（第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、契約主管課長）をもって充てる。

2 確認同意者は、自己の指揮監督する職員のうち、契約等締結事務を担当する者以外の者から確認同意を補佐する者として、確認同意担当者を指名する。

（確認同意の方法）

第十二条 確認同意者又は確認同意担当者（以下「確認同意者等」という。）は、立会人型電子契約サービス上に送信された電磁的記録と決定済みの起案文書とを照合し、確認同意を行う。

2 確認同意者等は、前項の確認同意を行ったときは、確認同意者等の氏名及び日付を記録しなければならない。ただし、第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、決定済みの起案文書に確認同意をした日付を記載の上、署名し、又は押印しなければならない。

3 確認同意者等は、第一項の確認同意を行った後、立会人型電子署名が付与され、当該契約等が確定したことを速やかに確認するものとする。

（立会人型電子契約サービスのパスワードの管理）

第十三条 確認同意者は、立会人型電子契約サービスに接続するためのパスワードが当該立会人型電子契約サービスの確認同意者等以外の者に知られることのないようにしなければならない。

別記第五号様式中「~~第二号~~」を「~~第二号~~」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式(第14条関係)

立会人型電子契約サービス事故報告書

文書記号・番号

年 月 日

殿

部長
(公印省略)

次のとおり立会人型電子契約サービスに事故がありましたので届け出ます。

記

契約等の名称	
確認同意者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他	

(日本産業規格A列4番)

附則

- この規程は、令和七年一月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局電子署名規程別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十一号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月十六日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

- 第二百四十三条第一項中「契約書」の下に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。次項及び第三項並びに次条を除き、以下同じ。)」を加え、同項ただし書中「要しない」の下に「ものとする」を加え、同条第二項から第四項までを次のように改める。
- 前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- 前項の場合において、記名押印が完了したときは、当該契約書の一通を当該契約の相手方に送付するものとする。
- 契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法第二百三十四条第五項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。

附則

- この規程は、令和七年一月一日から施行する。
- この規程による改正後の東京都水道局財務規程第二百四十三条第一項から第四項までの規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公

告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局電子署名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月十六日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局電子署名規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子署名規程(令和六年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 立会人型電子署名 電子署名のうち、立会人型電子契約サービスを用いて行う電子署名をいう。

七 確認同意 立会人型電子契約サービスにより電子署名がされる電磁的記録が真正なものであると確認の上、立会人型電子契約サービス提供事業者が当該電磁的記録に電子署名を付与することに同意し、立会人型電子契約サービス提供事業者に電子署名の付与を指示することをいう。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

四 立会人型電子契約サービス 企画担当部長又は経理部長が別に定める立会人型電子契約サービス提供事業者(以下「立会人型電子契約サービス提供事業者」という。)が、局及び契約、協定その他これらに類するもの(以下「契約等」という。)の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、立会人型電子署名によることができる。

一 一局と契約等の相手方との合意内容を記録した電磁的記録を作成したとき(次号に

掲げるときを除く。)

二 東京都下水道局契約事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号)第三十六条第四項に規定する総務省令で定める措置として契約内容を記録した電磁的記録を作成したとき。

第三条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第七条の見出し中「指名」を「設置」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる者のほか、企画担当部長は、必要があると認めるときは、企画担当部長が別に定める者のうちから管理者を指定することができる。

第十三条中「企画担当部長」の下に「(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、経理部長)」を加え、同条を第十六条とする。

第十二条中「企画担当部長」の下に「(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、経理部長)」を加え、同条を第十五条とする。

第十一条に次の一項を加える。
2 部長は、立会人型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに企画担当部長(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、経理部長)に別記第六号様式による立会人型電子契約サービス事故報告書を提出しなければならない。

一 立会人型電子契約サービスに接続するためのアカウント情報及びパスワードが漏えいしたとき。
二 前号に掲げるもののほか、立会人型電子契約サービスが不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になったとき。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 立会人型電子署名の取扱い

(確認同意者の設置等)

第十一条 確認同意を行う者として、部に確認同意者を置き、庶務主管課長(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、契約主管課長)をもって充てる。

2 確認同意者は、自己の指揮監督する職員のうち、契約等締結事務を担当する者以外の者から確認同意を補佐する者として、確認同意担当者を指名する。

(確認同意の方法)

第十二条 確認同意者又は確認同意担当者（以下「確認同意者等」という。）は、立会人型電子契約サービス上に送信された電磁的記録と決定済みの起案文書とを照合し、確認同意を行う。

2 確認同意者等は、前項の確認同意を行ったときは、確認同意者等の氏名及び日付を記録しなければならない。ただし、第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、決定済みの起案文書に確認同意をした日付を記載の上、署名し、又は押印しなければならない。

3 確認同意者等は、第一項の確認同意を行った後、立会人型電子署名が付与され、当該契約等が確定したことを速やかに確認するものとする。

(立会人型電子契約サービスのパスワードの管理)

第十三条 確認同意者は、立会人型電子契約サービスに接続するためのパスワードが当該立会人型電子契約サービスの確認同意者等以外の者に知られることのないようにしなければならない。

別記第五号様式中「第12条」を「第14条」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式（第14条関係）

立会人型電子契約サービス事故報告書

文書記号・番号

年 月 日

殿

部長

（公印省略）

次のとおり立会人型電子契約サービスに事故がありましたので届け出ます。

記

契約等の名称	
確認同意者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他の	

（日本産業規格A列4番）

附則

この規程は、令和七年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月十六日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「契約書」の下に「（契約内容を記録した電磁的記録を含む。次項及び第三項並びに第三十八条を除き、以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 契約担当者等は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第五項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。

別記第二号様式中

文書番号	
契約番号	
開札日時	
開札場所	
公表区分	
予定価格	

を

確認同意者*	確認同意年月日	文書番号	
	年 月 日	契約番号	
		開札日時	
		開札場所	
		公表区分	
		予定価格	

に、

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の1に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）」。

（日本遊業規程A列4番）

を

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の1に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）」。

（日本遊業規程A列4番）

に改める。

別記第二号様式の二中

文書番号	
契約番号	
開札日時	
開札場所	
公表区分	
予定価格	
基準価格	
特別基準価格	

を

確認 同意者*	確認同意 年月日	文書番号	
	年 月 日	契約番号	
		開札日時	
		開札場所	
		公表区分	
		予定価格	
		基準価格	
		特別基準価格	

に、

を

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の1に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）」。

（日本産業規格A列4番）

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の1に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）」。

（日本産業規格A列4番）

別記第四号様式中

契約月日

契約確定日

（日本産業規格A列4番）

件名	納入場所	検閲	氏名
契約番号			

を

件名	納入場所	契約確定日	年月日
契約番号		検閲	氏名

に付する。

附則

- この規程は、令和七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別記第四号様式及び別記第四号様式の二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
- この規程による改正後の東京都下水道局契約事務規程第三十六条の規定は、施行日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局契約事務規程別記第四号様式及び別記第四号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁
 決手続の開始を決定したので、公告する。

令和6年12月16日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 起業者の名称 東京都
- 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第28号線
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 土地所有者の氏名及び住所
- 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類
- 裁決手続開始決定年月日 令和6年12月5日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都品川区 大井四丁目	3191番23	宅地	m ² 52.41	m ² 52.41	m ² 52.41	山田さつき (持分 157871 分の 4773)	東京都品川区 大井四丁目 29 番 35-403 号	みずほ信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田錦町三丁目 13 番地	抵当権 平成 22 年 6 月 18 日受付 第 16783 号	
						鈴木淳子 (持分 157871 分の 5000)	東京都品川区 大井四丁目 29 番 35-602 号	三菱UFJロー ンビジネス株式 会社	東京都文京区本 郷三丁目 18 番 14 号	抵当権 平成 15 年 7 月 24 日受付 第 23221 号	

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号(代)

郵便番号
101-0051